

# 児童虐待防止法をめぐる現状と課題

人文社会科学研究科 社会科学専攻 地域行政政策専修

(109M255)

高木真清

# 児童虐待防止法をめぐる現状と課題

高 木 真 清

## 《目次》

はじめに

### 1. 児童虐待防止法制定

1-1 児童虐待防止法制定前

1-2 児童虐待防止法制定

1-3 改正児童虐待防止法と現状

### 2. 児童虐待の態様

2-1 児童虐待防止法における児童虐待

2-2 児童虐待防止法における被虐待児童処遇のプロセス

### 3. 児童虐待防止に向けた提言

3-1 児童虐待防止法に対する提言

3-2 児童虐待に対する学校の対応に関する提言

3-3 児童虐待に対する大人への提言

おわりに

はじめに

『うまれてきてくれてありがとう』（童心社）というタイトルの絵本が2011年4月に刊行され、多くの親達が手に取り、子どもに読み聞かせつつ、「思わず泣いてしまった」という感想が寄せられたという。「神様が生まれていいよ。と言ったから・・・ママをさがしてるの」という天使のような子どもの台詞に思わず、わが子をぎゅっと抱きしめたくなったという感想も肯ける一書である。

児童虐待防止法が制定され10年を経た今日において、現在、行政のみならず多くの社会的組織が「児童虐待」について認識を深めつつある。それは、11月の啓発月間のみにとどまることなく展開されている。しかし、一方で児童虐待の相談件数が年間で55,000件を超えるものとなっていることも事実である。また、本来、子どもを守る立場にある実母が児童虐待の加害者となってしまうことも事実である。現に、実母の割合は60%を超えている。

では、増加する児童虐待にどのように対応してゆくべきなのか。このことについて、本稿では、児童虐待防止法がどのような経緯から制定に至り、いまだどのような問題が存在しているのかという点を明らかにしつつ、子どもの身近な空間としての学校において虐待防止のための早期発見、予防について提言し、また、行政や学校だけでなく、社会全体が子どもを支える仕組みが求められるということなども指摘した。

まず、1. では児童虐待防止法制定前と制定を当時の時代背景とともに追った。そして、2. では、児童虐待の態様と被虐児童の処遇のプロセスについて述べるとともに、虐待の背景についてもみた。3. においては児童虐待防止法の改正の必要性とともに特に「学校」などの子どもが家庭以外に長く関わる機関において、どのような形で早期の発見ができるか、さらに提言として児童虐待の早期発見・予防、対応についての他機関の連携について述べるとともに、今後求められる「大人」の意識改革について述べた。当然のことであるが、実際の社会のしくみは大人で構成される。大人の意識が改革されない限り、悲劇は繰り返される。また、子どももいつかは大人になる。いま繰り返される負の連鎖が児童虐待であるとするならば、この連鎖を断ち切ることができるのも、将来大人となる子どもと今の大人である。そして、何よりこの連鎖を断ち切る責務がすべての大人と社会のすべての組織にあるといっても過言ではない。

児童虐待防止法がいつかは「よい意味での死文」となることを目指しつつ。

## 1. 児童虐待防止法制定

### 1-1 児童虐待防止法制定前

1947年、児童福祉法が制定され、厚生省に児童局が設置された。また児童養護施設が敗戦直前の89カ所から46年には171ヶ所となり、47年には306ヶ所に増加した<sup>1</sup>。当時は戦災孤児などのいわゆる浮浪児の保護が同法の制定の主たる目的であった。このことを裏付けるように、同年の1月11日の朝日新聞社説には、「浮浪児、不良児を健やかに」との見出しが掲げられるほどであった。すなわち、「孤児よりも家出」の保護に力点が置かれていたのである。そして、3月には「生活苦で子ども達の家出が増大」し、4月から労働基準法で、児童の労働が禁止された<sup>2</sup>。

そして、1948年には寿産院事件が発生した他<sup>3</sup>、「盗みの小学生を両親が折檻して死なす」事件が東京で発生している<sup>4</sup>。翌49年、山形県労働基準局は「子どもの身売りが2,500人を突破した」という報告を発表した<sup>5</sup>。この年、児童相談所が設置され、厚生省児童局(当時)の「児童のケースワーク事例集」によれば<sup>6</sup>、第1集が刊行された1949年においても、被虐待児の事例といえるケースが二つ掲載されている。「虐待」という語が初めて記載されたのは1950年の第2集である。しかも、興味深いのはこの年の掲載事例11のうち、6つの事例が今日定義される「虐待」であり、身体的虐待は2件、うち「虐待」と記載された事例は1件で具体的内容記述はないものの、「第一継母より虐待」とある他、心理的虐待・ネグレクトが各2件あり、この他「児童のケースワーク事例集」に掲載されていたケース指導によると、アリス・K・キャロル<sup>7</sup>が「母の注意不足(Neglect)」としたケースは4件掲載されている。このあと、第20集まで、毎年のように「虐待」事例は掲載され続ける。以上の点から「虐待」についても、現在と同様の分類ではないが、我が国の戦後の児童福祉政策が、孤児・遺児・浮浪児の保護ばかりではなく、家庭内の不

1 岩崎美智子「児童養護の考え方とその進展」鈴木政次郎編著『現代児童養護の理論と実践』川島書店(1999年)15頁~39頁

2 金田茂郎「子どもの戦後史年表」『ジュリスト増刊総合特集 No. 16 日本の子ども』有斐閣(1979年)339頁

3 下川耿史『近代子ども史年表 1926-2000 昭和・平成編』河出書房新社(2002年)149頁によると、1944年以来、東京・牛込で「もらい子」の乳児103人を殺害し、養育費・配給を着服していた夫婦が逮捕された事件。

4 山本健治『[年表]子どもの事件 1945-1989』柘植書房(1989年)21頁

5 下川・前掲書154頁

6 厚生省児童局監修『児童のケースワーク事例集(第11集)』(1959年)236頁

7 藤井常文著・倉重裕子訳『キャロル活動報告書と児童相談所改革』明石書店(2010年)3頁~11頁によれば、敗戦後の連合国による占領期に国際連合から派遣され、来日したカナダのソーシャルワーカーで国連顧問でもあった。創設後間もなく混迷の真っ只中であつた児童相談所の機構を抜本的に改革し、専門的なソーシャルワークを基盤としたチャイルド・ガイダンス・クリニックとして軌道に乗せようと数多くの提言をし、大阪・仙台・福岡等の各児童相談所を訪問したが、児童相談所に現存する記録には抹消されたものが多く、「キャロル活動報告書」の記述等からしか判然としないものも多い。

適切な養育を問題視していたとも言えるのではないだろうか。先述の「児童のケースワーク事例集」は、全国の児童相談所で扱った事例を集めたものであり、戦後において「虐待」が問題視され始めた時期を知ることができる。

「児童のケースワーク事例集」刊行前の第二次大戦前の状況については、法制史的知見によれば、1672年の幼女姦すなわち性的虐待の事例をはじめ多くの事案を見出すことができる<sup>8</sup>。「虐待」そのものが全くなかった若しくは今日のように多くはなかったとは言いきれない<sup>9</sup>。この点については、1933年10月1日に児童虐待防止法（以下、戦前防止法）が制定されていることから明らかである。では、戦前防止法は何故制定に至ったのか。これには「児童観の変化」も一因として挙げられる。我が国のみならず、近代以前の社会並びに現在のような社会保障制度が整備される以前の社会においては、子どもも重要な働き手であり、また子どもは親の老後保障としての存在でもあった。つまり、子どもは親の私有物であり、「支配的子ども観」の時代であった。この子ども観が大きく変化したのは、18世紀から19世紀である。それまでの子どもは大人の価値観に基づいた「小さなおとな」であって、社会的地位は確立していなかったが、ルソーなどの教育思想家の主張により「子どもはおとなとは違う存在である」とする子ども観が深まっていった<sup>10</sup>。これらから、子どもの人格の尊重や子どもの教育の関心が主張され、従来の子どもの観に影響を及ぼし、1900年には、スウェーデンの思想家エレン・ケイが「20世紀は児童の世紀になるだろう」と述べ<sup>11</sup>、児童中心主義運動の発端をつくった。このような状況の中で<sup>12</sup>、20世紀初めに第1次世界大戦が起き、多くの子どもが犠牲となった。ここから、子どもは未熟であり、保護される存在であって、それに対して大人は責任があるという意識が高まり、1924年、国際連盟で児童の権利に関するジュネーブ宣言が採択された<sup>13</sup>。このよう

<sup>8</sup> 林弘正「児童虐待防止法」『法学教室』（2001. 12. No. 255）有斐閣（2001年）73頁

<sup>9</sup> 池田由子「被虐待児症候群」『現代の児童問題とその指導』同文書院（1980年）158頁～162頁。なお、池田は社会が子どもの人権を認めず行う虐待行為を「社会病理としての児童虐待」とし、社会が子どもの人権を認めるようになってからも、親個人の精神病理として行う虐待を「精神病理としての児童虐待」と分類している。

<sup>10</sup> ルソーは近代教育思想史における「子どもの発見者」ともいわれ、その著書『エミール』（岩波文庫 [1762年]）の中で「自然に帰れ」という言葉を掲げて、子どもの自然な成長力に先立って行う詰め込み教育を批判し、できる限り人為的な働きかけをやめて、子どもをひとりの人間として尊重し、子どもの自然発達力に従って教育することの重要性を説いている。

<sup>11</sup> エレン・ケイは『児童の世紀』（富山房百科文庫 [1900年]）を著し、ルソーの影響を強く受けて押し付け教育を批判した。

<sup>12</sup> 1909年にアメリカにおいて、セオドア・ルーズベルト大統領は第1回児童福祉白亜館（ホワイトハウス）会議を開催し、「家庭は文明の最高の創造物である」と述べた。

<sup>13</sup> ジュネーブ宣言（1924年）では「すべての国の男女は、人類が子どもに対して最善のものを与えるべき義務を負うことを認め」として、栄養・医療・保護・教育・住宅等の充足により児童の生存権を保障し、保護の必要性を明確にし、子どもの生存権を基本に「子どもが保護される存在」であることが謳われた。

な世界的な流れは我が国においても大きな影響を与えた<sup>14</sup>。

しかしながら、この後、社会状況は大きく変化してゆくこととなる。時は折りしも、第一次世界大戦後の深刻な不況が続き、第2次世界大戦へ至る時代であり、かつ1929年のアメリカ・ウォール街の証券取引所の株式大暴落に端を発する「世界大恐慌」とそれに続く「昭和恐慌」の時代である。平成の現代に言われる「格差社会」よりも想像を絶する時代であった<sup>15</sup>。このような社会状況のもとでは、現在のような「児童の権利保護」ではなく、「国家社会擁護のための児童保護」という視点があったはずである。何故なら、1933年の戦前防止法は経済的困窮に起因する児童の虐待、乞食、身売り等の悲惨な状況を防止する目的で制定され、その保護対象は極めて限定されたものであり、同法は、1947年の児童福祉法成立に伴い廃止された<sup>16</sup>。

このような流れの中で、我が国における「児童福祉」の成立契機を1947年の児童福祉法の制定をもって画する立場と戦前の「国家社会擁護」的児童保護の色彩を継承している1955年以前の児童福祉ではなく<sup>17</sup>、1955年以降を戦後における実質的な「児童福祉」の成立契機と見る立場がある<sup>18</sup>。とはいえ、戦後の「児童の権利」の確立により<sup>19</sup>、本来あるべき「子どもの人権」が保障されるようになったことに伴い、「子どもの人権侵害としての虐待」が明らかになるようになったとも言えよう。だが、平坦な道のりではなかった。これについては、我が国において早い時期から児童虐待の問題に取り組んできた、児童精神科医の池田由子によれば、「明治維新後、1872（明治5）年の太政官布告は人身売買の禁止と芸娼妓の解放を宣言したが、実際は1957（昭和32）年の売春防止法成立まで、前借金による人身拘束は依然として続いていた。」とし<sup>20</sup>、実際に1954年には警視庁が人身売買事件で433人検挙し、この被害者は前年二割増の8,600人となり<sup>21</sup>、

<sup>14</sup> 例えば、1927年2月には船員最低年齢法案が衆議院委員会で可決され、石炭夫などの年齢が14歳から18歳に引き上げられている。一方、同年9月には内務省が全国へ少年専門の職業紹介所を設置するように通達し、10月には東京市電の少年車掌（14歳以上16歳未満）の募集が実施されている。

<sup>15</sup> 『新詳日本史』浜島書店（2006年）252頁によると、「1931年の失業者統計は約40万人（失業率6%）となっているが、実際にはこの3～4倍であった」とされ、加えて「1931年は北海道・東北地方を中心として冷害による大凶作となり、とくに東北地方では都市の失業者の帰農などにより、農家は著しく困窮し、農業恐慌となり、欠食児童や貧困農家の娘が身売りまでする惨状は深刻な社会問題となった」としている。我が国における生活保護法の制定は戦後の1946年9月1日公布であり、所謂セーフティーネットの本格化は日本国憲法（1947年5月3日施行）以後である。

<sup>16</sup> 林・前掲書73頁

<sup>17</sup> 野澤正子「戦前の日本における児童の公的保護論の形成過程」『社会問題研究』第35巻第2号、大阪府立大学社会福祉学部（1986年）1～17頁

<sup>18</sup> 同上

<sup>19</sup> 1947年12月公布の児童福祉法も1951年5月5日制定の児童憲章以後、翌月には改正され、「保育に欠ける」の字句が挿入されている。

<sup>20</sup> 池田・前掲書158頁～162頁

<sup>21</sup> 下川・前掲書189頁～190頁

3月には児童福祉危機打開緊急大会が開かれている<sup>22</sup>。さらに1966年には家出少女を芸妓として売ったとして、暴力団組長が神奈川県警により逮捕されている<sup>23</sup>。

この1966年をもって、「身売り」は消えてゆく。この要因としては、第2次高度経済成長（1966～71年）による、「経済的豊かさ」の実感・都市と地方の格差縮小等が挙げられる。児童相談所に以前長く勤務した人物によると、「棄児台帳」が1965年頃まで存在していたという<sup>24</sup>。つまり、1947年以降1965年頃までは、経済的問題による「児童に対する不適切な養育」「養育放棄」が大半であったとも言える。

このことから、戦前においては「家父長制」の厚いベールで見えにくい家庭構造から虐待が見えにくくなっていたことがわかるだろう。また、その虐待は上に述べたような経済的問題や社会不安などに起因するものと考えられる。一方、戦後の虐待は、形のうえでは「家父長制」がなくなったとはいえ、その家族構成員の意識変革には随分と時間がかかったはずである。また、「経済的不安」等によるものも根強く存在し<sup>25</sup>、その後、高度経済成長期にさしかかったことで、深刻な「経済的不安」を抱える家庭そのものが減少したとはいえ、所謂貧困層が余裕のある生活へ転じたわけでもなかった。しかしながら、形だけの「豊かさ」のマジックとも言うべきか、全体を覆い隠しながら虐待を「特別視」するような状況とも言えたのではないだろうか<sup>26</sup>。

その後、1969年以降は嬰兒殺しなどの乳幼児虐待・殺人が急増し、1969年には殺害された嬰兒が9ヶ月間で132人にも達した<sup>27</sup>。この年は「断絶の時代」という言葉が取りあげられた年である<sup>28</sup>。さらに、1970年には、コインロッカー・ベビー事件が2件

<sup>22</sup> 金田・前掲書335頁

<sup>23</sup> 下川・前掲書261頁

<sup>24</sup> 以前、筆者がボランティアとして関わったときに聞いた話を総合したものである。

<sup>25</sup> 『昭和二万日の全記録』第13巻、講談社（1990年）220頁～221頁によると、1966年9月3日（毎日新聞・日本経済新聞朝刊、朝日新聞夕刊）、全国各地で当たり屋（半年間で36都道府県において69件の犯行により238万円を手に入れている）をしていた一家四人が逮捕・保護された。この事件においては、当時44歳の父親は戦時中に中国で大怪我を負い、左手が不自由な為に定職はなく、さらに傷痍軍人手当も年額17万円程度（1966年当時）であった。この当たり屋一家事件では、当時10歳の男児が当たる役目（保護時、何度も強く打っていたために左膝に外傷性関節炎を起こし、全治三ヶ月の重症）を果たし、逮捕された父とその内妻は犯行を否認して自分勝手な責任逃れに終始したものの、男児は「自動車にひかれたことなんかない！」と言って父母をかばっていた。この事件をモデルとして1969年映画「少年」（大島渚監督）が制作された。

<sup>26</sup> 例えば、1967年に我が子4人（4～12歳）に万引きさせていた母親姉妹が東京都内で逮捕された事件や静岡の若夫婦が生活苦から赤ちゃんを生き埋めにした事件、京都では先妻との子（2歳）を邪魔であるとして殺した事件等はいずれも複雑な家庭環境にあった（山本・前掲書90頁～91頁）。

<sup>27</sup> 下川・前掲書283頁

<sup>28</sup> 下川・前掲書280頁～283頁によると、1969年は「いざなぎ景気（当時戦後最長の57ヶ月間を記録した実感のある好景気）」の真っ只中であるが、一方で交通事故史上最高を記録し、交通遺児育英会が設立された年でもある。なお、「断絶の時代」とはアメリカの経営学者ピーター・ドラッカーの同名著作から取られたものである。

発生し、1971年3件、1972年8件、1973年には46件に急増している<sup>29</sup>。これは、いわゆる団塊の世代が婚姻し、家庭を持ち、1971年から1974年までの第2次ベビーブームと重なる時期である。一方で、1972年には東京都内で90人もの捨子を記録したり<sup>30</sup>、翌1973年には全国の乳児院で未婚の母の子が1割（316人）に達したり<sup>31</sup>、宮城県で「赤ちゃん斡旋事件」が発生するなど<sup>32</sup>、社会的歪みの中で新たな問題が生まれてもきた<sup>33</sup>。そして、1974年には、『ローラ、叫んでごらんーフライパンで焼かれた少女の物語』（講談社）<sup>34</sup>がベストセラーとなった。これを機に「児童虐待」が社会的に少しずつ認知されるようになったとも言えるが、まだ「虐待の実態」が一般の人々はもとより、専門家にも十分に知られていない時代であった。このことは、「虐待」事案の研究論文が小児医学の世界にとどまっていたことからわかる。

1980年代に入ると、1980年の総理府（当時）による「家庭内暴力調査研究」、1983年の日本児童問題調査会による「家庭内児童虐待調査」の実施、1985年の児童虐待調査研究会による『児童虐待』の刊行などにも見られるように、専門家が危機感を持って調査研究を行った時代とも言える。ただ、1980年代は、高校中退・不登校・非行などの問題に児童相談所などの関心が向けられ、その裏側にある児童虐待が認知されにくい状況でもあった。何故なら、あくまでも「問題の個人化」つまり、子どもに対する適切な援助で解決が可能であるという認識だったからである<sup>35</sup>。

1990年代に入ると、1990年には虐待事件が17件発生し、一方、大阪に児童虐待防止協会が設立された。この1990年度から全国の児童相談所が報告すべき統計項目の一つに「児童虐待処理件数（対応件数）」が加えられた。1991年から1994年にかけては毎年10件以上の虐待事件が起き、1995年には29件発生した<sup>36</sup>。1996年になると、厚生省（当時）は「子ども虐待防止対応の手引き」を作成した。この年の虐待事

29 下川・前掲書285頁

30 下川・前掲書300頁

31 下川・前掲書302頁

32 下川・前掲書303頁、山本・前掲書127頁などによると、産婦人科医が人工妊娠中絶を希望する女性を説得して出産させ、子どもに恵まれない夫婦に「実子」として斡旋した事件。

33 日本子ども家庭総合研究所編『厚生省 子ども虐待対応の手引き』有斐閣（2001年）11頁によると、1973年、厚生省（当時）が「児童の虐待、遺棄、殺人事件調査」を実施している。また、下川・前掲書307頁、山本・前掲書133頁などによると、自殺の低年齢化が社会問題（茨城県の小学校で女子児童3人が精神安定剤を飲み校舎3階から飛び降りなど）となった。

34 アメリカの重症な被虐待児の回復過程を綴ったノンフィクション作品であり、これを機に「児童虐待」の認知が高まったとも言われる。

35 吉田恒雄他「虐待の援助法に関する文献研究（第2報：1980年代）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究第1期（1980～1990年まで）」子どもの虹情報研修センター平成16年度研修報告書（2005年）

36 下川・前掲書409頁、上野佳代子・野村知二『＜児童虐待＞の構築－捕獲される家族』世界思想社（2003年）16頁など



件は4件となった。これ以後1998年までは毎年10件をきり、1999年には14件発生している<sup>37</sup>。この1990年代は、バブル経済の崩壊、いじめ問題の深刻化、不登校の深刻化などがある。そして「新しい家族（父親不在や友達親子）」のように家族の形が変わってきたと言われるようになったのもこの頃である。このあたりから、虐待は「問題の個人化」から「問題の家族化」を経て、社会的な視野からの対応や対策の必要性が世論の中心となり始め、法や制度の整備が始まるようになった。

## 1-2 児童虐待防止法制定

児童虐待防止法の制定には1949年の児童相談所設置以来、50年の月日を要した。この点については、戦後の混乱期から現在まで児童相談所のあり方などを含めて多くの問題が指摘されているが<sup>38</sup>、児童虐待防止法の制定はどのような経過によったのであろうか。1989年に国連において「子どもの権利条約」が採択された。我が国は1994年に批准した<sup>39</sup>。この発効を受けて、本条約の虐待防止のための国内法整備の義務付けにより、立法化された。これは超党派の議員立法であった。この背景には、先に見てきたように1990年以降の児童虐待の相談件数の増加、虐待被害の実態の深刻さが広く社会的に認知されるようになったことから、法的保護の必要性が強く意識されるようになったことが挙げられるが、「児童虐待」に対する認識の温度差は大きなものであった<sup>40</sup>。これについては、1999年11月18日の衆議院青少年問題に関する特別委員会での質疑において、田中甲衆議院議員の児童虐待に対する対応強化に対する質問に対し、すべての参考人（埼玉県中央児童相談所長今井宏幸氏、社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事長上出弘之氏、真野厚生省児童家庭局長、富岡文部省生涯学習局長、横山法務省人権擁護局長、川口総務庁青少年対策本部次長、黒澤警察庁生活安全局長いずれも当時）が「児童虐待への対応強化が必要」と答え、真野厚生省児童家庭局長も同様に答えながらも「現行法（児童福祉法）を適切に執行したい」と述べている。しかし、児童福祉法には児童虐待の定義もなく、また児童虐待に対する対応は困難になっていた<sup>41</sup>。

この質疑の半年後の2000年5月17日、「児童虐待の防止等に関する法律案」が議員立法で提出され、全会一致で可決・成立し、同月24日に公布、先の質疑からちょうど一年経った同年11月20日に施行された。

この児童虐待防止法は児童福祉法を中心とする福祉法的色彩の強い制度であるといえ、

<sup>37</sup> 朝日新聞オンラインデータベース「聞蔵」による検索結果。

<sup>38</sup> 藤井・前掲書222頁～229頁によれば、アリス・K・キャロルの数多くの提言は、我が国が占領期を脱した後に反故にされたために、我が国の児童相談所にはソーシャルワークが育たなかったという。

<sup>39</sup> 「子どもの権利条約」への署名は1990年であるが、批准したのは「国際家族年」である1994年であった。

<sup>40</sup> 川崎二三彦『児童虐待』岩波書店（2006年）3頁

<sup>41</sup> 川崎・前掲書6頁

児童福祉法を補完する法であり、特別法として位置づけられている。児童虐待防止法は、施行後3年を目処に見直すとする附則第2条により、施行後も増加し続ける児童虐待問題に対応するべく、2004年に一部改正された。さらに、虐待を受けた児童の安全確保のため、児童相談所の権限を強化した一部改正法が2007年に成立し、現在に至っている。

児童虐待防止法は、1条で本法の目的が定められ、「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、…児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的」としている。この点については、2004年の第1次改正法により、目的規定の明確化が図られた。すなわち、児童虐待が「児童の人権侵害」であること、「世代間連鎖の問題」であることを法文上認め、保護のみならず、「自立支援の必要性」を明記した。さらに、2007年の第2次改正法では「児童の権利利益の擁護」に資することを明確化した。

次に、児童虐待の法的定義を2条で定めたことが大きな前進であった。というのも、先に見たように、1980年代から研究者・実務家の間で研究が始められたとは言え、児童虐待の概念そのものは、これまで研究者・実務家の間で様々な定義がなされ、統一の見解はなかったからである<sup>42</sup>。同2条によると、

- 児童虐待とは、「保護者（親権者など）がその監護する18歳未満の児童に対し、
- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待、法2条1号）。
  - ② 児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待、法2条2号）
  - ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長期間の放置その他の保護者としての監護を怠ること（ネグレクト、法2条3号）
  - ④ 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待、法2条4号）

と規定された<sup>43</sup>。もっともこのうち、「ネグレクト」と「心理的虐待」の定義については、2004年の第1次改正法により、それぞれ修正が加えられ、「保護者以外の同居人による身体的、性的、心理的虐待を放置する行為」も保護者によるネグレクトであるとされた。また、「配偶者間（またはその他の家族に対する暴力も含む）の暴力（DV）の目撃」も心理的虐待に含むことが明記された。

そして、児童虐待の一般的禁止を3条に定め、これは広く一般国民に向かって「何人も児童に対し虐待をしてはならない」と禁止規定を定めた。しかしながら、児童虐待の行為自体に対する罰則を規定していない為、具体的な刑法上の犯罪が成立するまでは刑罰による処罰はないが、14条において「児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪」につい

<sup>42</sup> 舟山聡「子どもの虐待」山田秀雄編著『Q&Aドメスティック・バイオレンス法児童虐待防止法解説』三省堂（2001年）80頁

<sup>43</sup> 日本子ども家庭総合研究所編・『厚生省 子ども虐待対応の手引き』有斐閣（2001年）14頁～15頁

て、「親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」としている。

さらに、「国及び地方公共団体の責務」を4条に規定し、「国及び地方公共団体の責務として、児童虐待を受けた子どもの早期発見と保護のために関係機関などの必要な体制の整備、児童の保護に携わる人材の確保及び資質の向上、通告義務などの広報・啓発の実施」などを規定した。この規定についても、2004年の第1次改正法では国・地方公共団体の責務が強化され、「予防」「自立支援」「親子の再統合」に向けた整備の体制強化に努めるべきことが明記された<sup>44</sup>。さらに、2007年の第2次改正法においては「医療の提供体制の整備」「重大な児童虐待事例の分析」が責務として付け加えられ、さらに同条は6項を新設して「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない」とした。

また、「児童虐待の早期発見努力義務及び通告義務」を5条で規定した。これについては、これまでも、児童福祉法25条前段において「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない」との「通告義務」規定が存在した。しかしながら、この条文が有効に機能していたとは考えられにくい。その証左として、児童虐待が疑われるケースの通報件数が、児童虐待防止法制定前と制定後の間で大きな開きがあることを挙げればよいだろう。そこで、児童虐待防止法5条は、「職務上、虐待を発見しやすい立場にある者（教師など）」に虐待の早期発見に努めるべき努力義務を課した。そして、2004年の第1次改正法では、「児童の福祉に業務上関係する団体」（学校等）に努力義務を課し、加えて「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」まで通告義務の対象が拡大された。ただし、「早期発見努力義務・通告義務」ともに義務違反または懈怠した場合の罰則が定められていないため、強制力を伴わない単なる努力義務にとどまっている。この虐待の発見に関しては、守秘義務を負う専門職が職務上、虐待を発見した場合、守秘義務よりも通告義務が優先されることが6条3項に明記され、守秘義務違反に対する刑事免責をも明確化している。

5条を受け、「虐待を受けたと思われる児童」が発見されたとき、8条2項により、児童相談所長に対して、虐待を受けたと思われる児童の「安全確認」の義務と必要に応じて面会等の手段を通じて「一時保護」を行うことを定め、さらに、9条1項においては児童の住所・居所に立入、必要な調査を行えると規定している。これは、家庭内で起きている重大な問題に対しての積極的な介入傾向のひとつの表れでもある。

そして、2004年の第1次改正法では、10条1項により、一時保護・立入調査等の執行に際し、「警察署長に対し援助を求めることができる」ようになり、この妨害・虚偽の

<sup>44</sup> 2004年12月、国は「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「児童虐待という親子間の深刻な事象に対応できる社会を作り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切に社会づくりにつながる」として、児童虐待に対する基本的な姿勢を示した。

答弁をした場合の罰金額が引き上げられ、これについては2007年の第2次改正法ではさらに引き上げられた<sup>45</sup>。また、2007年の第2次改正法では「児童相談所の権限強化」に重点をおき、8条で「児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務」から「安全確認のため必要な措置を講ずること」を義務化し、8条の2「出頭要求」を新設し、「児童虐待の恐れがある場合、都道府県知事が保護者に児童を同伴して出頭要求し、必要な調査または質問をする」という制度を創設した。しかし、保護者が出頭要求に応じない場合は、「都道府県知事は再度の出頭を求めることができる」と9条の2で定め、再度出頭拒否の場合、「都道府県知事は裁判所の許可状を得た上で、児童相談所が児童の住居に「臨検」又は「捜索」できる」と9条の3から10条の5で規定している。

さらに、保護者に対する指導、児童に対する保護・支援として、児童虐待防止法は、「親子の再統合への配慮」から、虐待を行った保護者に対して指導（カウンセリングや心理療法など）を受ける義務を明記し、さらに、指導を受けない場合には都道府県知事が指導を受けるよう勧告できる制度を新設した。2007年の第2次改正法では、勧告に従わない場合、都道府県知事が児童を一時保護、強制入所措置などを講ずることが可能になった。

また12条において「児童虐待の防止および被虐待児童の保護」の観点から、強制入所措置の場合、「児童との面会又は通信の制限」をすることを可能にし、2004年の第1次改正法では、12条の2として、一時保護や保護者が同意のうえ施設入所している場合でも、「必要に応じて児童相談所長が面会や通信を制限」することが可能になった。そして、2007年の第2次改正法では、12条2項を新設し、施設長が「面会や通信の制限」を行う場合若しくは行わなくなった場合には児童相談所長に通知することを義務付け、同条3項で強制入所措置または一時保護が行われた場合、保護者が児童を連れ戻すなど、再び児童虐待が行われるおそれがある場合、「保護者に対して児童の住所又は居所」を「児童相談所長は「明らかにしないものとする」とした。さらに、児童福祉法28条に定める措置を行う場合、児童虐待防止法12条の2、同法12条の3により、一時保護中の引き取り要求を拒み、同法12条の4第1項に基づき、都道府県知事は保護者に対して「接近禁止命令」を命ずることができるとした。この12条の4第1項の規定による命令に違反した場合は、17条で「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」として罰則を設けた。

以上のように児童虐待防止法は制定、改正されてきた。この法制定の前年である1999年度においては、全国の児童相談所が受けた相談件数が前年度の4,690件増の11,631件と、厚生省（当時）が調査を開始した1990年度と比較して約10倍となっていた。そして、法施行後の2001年の児童虐待に関する相談件数は23,274件、施行後1年間の検挙件数は、子どもに対する殺人・傷害容疑等が186件摘発、211人検挙、被害児童192人であり、うち死者は56人で、前年同期より13人増加している。

<sup>45</sup> 児童虐待防止法9条2項後段は「児童福祉法第62条第5号の規定を適用（30万円以下の罰金）」と規定していたが、2007年の第2次改正法で「児童福祉法第61条の5の規定を適用（50万円以下の罰金）」するとした。

この186件のうち、身体的虐待は131件<sup>46</sup>、性的虐待は33件、長時間の放置は22件であった。容疑別にみると、殺人・殺人未遂は30件、傷害・傷害致死は93件、保護責任者遺棄・致死は17件、児童福祉法違反は15件であり、容疑者別では、実母が79人で37.4%を占め、実父・内縁の夫は各44人で20.9%、養父・継父が3人で15.6%となっており、被害児童は男女とも各96人であった。この年齢別では、1歳未満が37人で19.3%を占め、2・3歳が各20人で10.4%、1歳が18人で9.4%、6歳未満が119人で全体の6割以上を占めている<sup>47</sup>。

これらは児童虐待防止法の制定により、「虐待の明確化」「虐待に対する社会的認知度」が高まったことによる通報・相談件数の増加、虐待事案がいわゆる表に出やすくなったことを示している。

### 1-3 改正児童虐待防止法と現状

2000年施行の児童虐待防止法は、1994年の子どもの権利条約の批准・発効、96年の厚生省（当時）「子ども虐待防止の手引き」作成、97年の厚生省児童家庭局長による「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」の通知とこれによる、関連機関の連携を強化、法解釈や運用の明確化、98年の厚生省児童家庭局企画課長通知による「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」、さらに同年の「子ども虐待対応の手引き」の作成などの流れの中で、2000年5月17日に成立、5月24日に公布、11月20日に施行された。

この法制定前後では、例えば朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵」によって「虐待」「逮捕」のキーワードで検索を行うと事件数は、1990年から94年にかけては5件に満たなかったものが、95年から98年にかけては5件を超え10件未満となり、99年には10件を超え、2000年になると40件近くに跳ね上がり、2001年には50件を超える。その後、2003年には30件程度となるものの、2004年には70件を超えている。このうち、重大な児童虐待事件に限定してみても、2000年においては、愛知県武豊町で3歳女兒に十分な食事を与えずに餓死させたとして両親が逮捕される事件が発生し<sup>48</sup>、2001年には、兵庫県尼崎市で児童養護施設から一時帰宅中の6才男児（小学1年生）が「家より施設のほうが好き」と言ったことに立腹した母親と義父によって繰り返し暴行を受けて死亡し、さらに運河に遺棄された事件が発生した<sup>49</sup>。2003年にも、山形県で腎臓病を患っていた5歳男児の虐待死亡事件が発生し<sup>50</sup>、さらに愛知県で母親と交

<sup>46</sup> 厚生労働省「社会福祉行政業務報告」によると、2004年度の虐待の類型別割合においても、総数33,408件中、44.6%を占めている。

<sup>47</sup> 2001年12月13日の警察庁発表による。

<sup>48</sup> 杉山春『ネグレクト 育児放棄—真奈ちゃんはなぜ死んだか』小学館文庫（2007年）

<sup>49</sup> 「朝日新聞」2001年8月17日

<sup>50</sup> 「朝日新聞」2003年6月19日。児童虐待事件については重罰化の傾向にあったが、この事件は地裁判決で母親に懲役11年の刑が言い渡され、初めて10年以上の刑が言い

際していた高校3年生の男子生徒が4歳の長男を虐待して死亡させ、母親も事件の隠蔽に関わるなどして逮捕された事件が発生した<sup>51</sup>。特にこの事件では、虐待を止めることのできない母親の「未必の故意」が問題とされた。そして、2004年には大阪府岸和田市で15歳の男子中学生が2年前から暴行を繰り返し受け、十分な食事が与えられず餓死寸前までに衰弱して、意識不明の重体となったところで、119番通報により事件が発覚し、実父と内妻が殺人未遂容疑で逮捕される事件が発生した<sup>52</sup>。

このような事件が起こる中で、2004年の第1次改正法は1条で、児童虐待について「人権を著しく侵害」「我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」ものであると改められ、児童虐待は「重大な人権侵害」であるということを謳った。この第1次改正法も、超党派の議員立法で可決され、まず国民の通告義務については「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大され、虐待の定義についても「子どもの前で夫婦間の暴力など子どもに著しい心理的外傷を与える行為」にまで拡大した。そして、子どもの安全確保のために警察の協力が必要な場合、通告を受けた児童相談所などが警察に援助を要請するよう義務付けるとともに、要請を受けた警察署長は、緊急時に家庭へ立ち入りできるものとし、警察官職務執行法などを積極的に運用して子どもを援助するように規定された。また、「虐待」を子どもの「著しい人権侵害」として、被虐待児童の自立支援を国・地方公共団体の責務であると明記した。しかしながら、このときも問題となった「親権の一時停止」については審議不十分と時間不足から、法案に盛り込むことを見送っている。これについては、ようやく2010年12月に、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会第10回会議において、「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」が取りまとめられ、答申で、「親権の一時停止」を含む民法改正案が出され、2011年5月に民法が改正され、2012年4月に施行される予定である。

また、13条の2で虐待を受けた児童への保育所の入所を市町村に義務付け、虐待を受けたために学業が遅れた児童への教育、居住場所の確保、進学、就業の支援を国・地方公共団体に義務付けた。そして、民法上の親権に関する事項との兼ね合いでは、14条1項で「児童の親権を行うものは、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」との注意規定が置かれ、民法822条「観護養育権・懲戒権」の適切な行使の範囲を逸脱する虐待行為は、違法性が阻却されないことが同条2項において明記され、民法834条<sup>53</sup>、児童福祉法33条の6の親権の濫用による「親権喪失宣告」の制度についても15条で注意規定が置かれた。

その後、2005年には先のオンラインデータベースの事件検索においても、一時的に

---

渡された事件である。

<sup>51</sup> 「朝日新聞」2003年10月22日

<sup>52</sup> 「毎日新聞」2004年1月25日

<sup>53</sup> 2011年5月に改正法が成立し、2012年4月に施行の予定である。民法834条の改正は「虐待又は悪意の遺棄（ネグレクト）」が初めて明文化され、また親権喪失の審判の請求について、従来の「親族」「検察官」のみから「子」も追加された。

事件の数は減少したものの、2005年11月までの1年間に全国の家庭裁判所が扱った123件の分析によれば、ネグレクト44%、身体的虐待32%、心理的虐待20%、性的虐待4%のように、ネグレクトが増加するなどしている。そして、身体的虐待も虐待事案全体の約3分の1を占めるなど、ネグレクトから重大な身体的虐待へと進むケースも多く見られることが明らかになってきた。また虐待者別では、実母49%、実父36%、内縁の夫・養父・継父などの実父以外の男性13%と圧倒的に実母が多く、家庭の中でより子どもと多くの時間を過ごす実母の虐待の危険性が垣間見られる結果となった。

そして、2006年には重大な虐待事件は連続して発生し<sup>54</sup>、2007年の第2次改正法では、「虐待の危険」を取り除くため、12条の4に「接近禁止命令」を規定し、17条に罰金も定めることとなった。

では、2007年の第2次改正法以降はどのように変化したのだろうか。2007年においては児童虐待に関する相談対応件数は前年比3316件増の40,639件、主たる虐待者は総数が40,639人（前年比3316人増）でこの割合は実母が62.4%（前年比2.4%減）、実父が22.6%（前年比0.6%増）、実父以外の父親が6.3%（前年比0.2%減）、その他（祖父母、叔父叔母など含む）が7.2%（前年比0.3%増）、実母以外の母親が1.4%（前年比0.4%減）となっている。そして、2010年度では相談対応件数は前年比10,943件増の55,154件、主たる虐待者の割合は実母が60.6%（前年比2.1%増）、実父が24.8%（前年比1%減）、実父以外の父親が6.4%（前年比0.6%減）、その他（祖父母、叔父叔母など含む）が7.1%（前年比0.2%減）、実母以外の母親が1.1%（前年比0.2%減）となっている<sup>55</sup>。

一方、児童虐待に係る事件の検挙数と検挙人員は、総数で354件、387人検挙となっており、この内訳は殺人・傷害致死等が42件、48人検挙、傷害・暴行等が222件、239人検挙されている。なお、2010年の児童虐待に係る事件で検挙された人員のうち被害者と加害者の関係別では、総数387人のうち父親等（実父、養父・継父、母親の内縁の夫、祖父・叔父など含む）で268人、母親等（実母、養母・継母、父親の内縁の妻、祖母・叔母など含む）で119人となっており、この内訳は殺人・傷害致死等は父親等が37人・母親等が30人であり、傷害・暴行等は父親等が350人・母親等が64人

<sup>54</sup> 秋田県藤里町で小学1年の男児を殺害したとして逮捕された女性が、小学4年の長女も川に投げ落として殺害していたと自供し再逮捕された事件をはじめとして（「朝日新聞」2006年6月5日）、福島県では3歳の男児（三男）を衰弱死させたとして両親が逮捕され、このとき8歳女児（次女）と6歳男児（次男）も虐待を受けており、保護された（「朝日新聞」2006年7月30日）。この父親は2002年に長男への虐待のために長男への親権が喪失された経緯があった。さらに、京都府長岡京市では、3歳の男児が餓死させられ、親が逮捕された（「朝日新聞」2006年10月23日）。この事件では、それまでに近隣の住民からの通報で民生委員が4回の通報を児童相談所にしていたが、児童相談所は聞き取り調査もしなかった。この男児の6歳の姉は警察の虐待通報により保護されて施設入所となっていた。

<sup>55</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」（2011年）

であった。ちなみに全体では、父親等によるものが268人(69.3%)と多いが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等によるものがそれぞれ22人(75.9%)、17人(85%)と多い<sup>56</sup>。なお、2011年においても重大な虐待事件は後を絶たない<sup>57</sup>。

では、児童虐待防止法はどのように虐待を規定し、どう対応しているのか。そして、この虐待の背景には何があるのかを次章で検討する。

## 2. 児童虐待の態様

### 2-1 児童虐待防止法における児童虐待

「虐待」については、児童虐待防止法2条により明解に規定された。この2条は、「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」とし、1号で「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（身体的虐待）、2号で「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」（性的虐待）、3号で「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」（ネグレクト）、4号で「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（心理的虐待）を定義した。以下それぞれを詳細にみる。

#### ア. 身体的虐待

身体的虐待とは、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」である。ここでいう、外傷とは、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷などを示す。また、生命に危険のある暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬に戸外に閉め出す、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなどを示す<sup>58</sup>。虐待が深刻化し、子どもが重大

<sup>56</sup> 法務省「犯罪白書」（2011年）179頁

<sup>57</sup> 近時の事例としては、2011年10月22日、愛知県名古屋市内において14歳の男子中学生が母親の交際相手の男に以前から繰り返し暴行を受け、死亡する事件が発生した。この事件においても児童相談所の適切な介入がなされていなかったことが明らかになっている（「中日新聞」2011年10月23日）。

<sup>58</sup> 日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き 平成21年3月31日厚生労働



な虐待を受けたあるいは殺されるに至った事件において共通する課題が「早期発見」「適切な支援」などであり、これらは極めて重要である。2004年1月24日に発覚した大阪府岸和田市の15歳の男子中学生虐待事件（いわゆる岸和田事件）においても、実に二年間という長期にわたる虐待があり、衰弱して意識不明の重体となったところで、119番通報により発覚した。また、2011年10月22日に発生した愛知県名古屋市の14歳の男子中学生虐待死亡事件においても、学校、児童相談所などが虐待の事実を把握しながら、児童相談所による「適切な支援」がなされなかったために死亡している。しかし、子どもの日常において、発見する機会となる家庭以外の場所は限られる。保育所などにおいては子どもと保育士の接する時間、保育における機会（例えば遊戯や昼寝など）が学校に比べれば多いともいえる。学校においては1学級の児童・生徒数は30人以上40人以内であり、また上級学校へ進むほど学級担任などや他の教員とのかかわりは少なくなっていく。このような意味において虐待は発見しにくくなっていくものであり、特に身体的虐待の発見は偶然の発見が多い<sup>59</sup>。筆者が以前児童相談所において関わったケースで、母子家庭の小学2年生男子児童（8歳）のA男が身体的虐待を受けていた事例があった。当時は児童虐待防止法の制定前である。このA男は「ADHD（注意欠陥・多動性障害）」と診断され、親にとって「育てにくい子」でもあった。また、このために母親は「躁うつ病」を患い、パート勤めの傍ら、精神科医院へ通院治療を受けていた。このケースの場合、母子二人きりの家庭で母親によるA男への溺愛と裏腹に「子どもへの躰」としての身体的虐待が存在した。母親はA男の持ち物すべてに「A男命」とサインペンではっきりと書いていた。身体的虐待の激化に気づいたときのことは、今も鮮明に記憶に残る。プレイセラピー（遊戯療法）<sup>60</sup>として、児童相談所の敷地内の遊具で遊んでいたときのこと、いつものように筆者に「抱っこして」と甘えてくるA男を抱えた瞬間、「痛い」と無言で顔をしかめた。ゆっくり、「どうしたの。痛かったの」との問いかけに、すぐに「何でもないよ」とA男は笑って答えたものの、しかめた顔が引かかった。このあと、A男のシャツをめくったとき、背中に大きな内出血のあとなどいくつもの傷を発見することとなる。幸い、児童相談所でのプレイセラピーだったために、一時保護までが迅速になされたことが救いであった。これも偶然の発見である。A男は「この怪我は自分で転んだんだよ」と何度も何度も繰り返していた。この母親は常々「A男を大切に思うからこそ、つい手を出してしまう」と言っていた。筆者の経験からも「偶然の発見」は重要である。

---

省の改正通知』有斐閣（2009年）7頁

<sup>59</sup> 吉村奏恵「学校にできる児童虐待への支援—学校が子どもをネグレクトしないために」『こころの科学』（No. 128）日本評論社（2006年）8～13頁

<sup>60</sup> 児童への心理療法としては箱庭療法や遊戯療法（プレイセラピー）があり、遊戯療法とは、遊びを通して治療関係をつくり、治療を進めていく。被虐待児や自閉症などの子どもには有効とされ、保育士や教師が活用することが多く、被虐待児や自閉症などの子どもにとっては、カタルシス効果（心の中に抑圧された感情を発散することでスッキリした気分になること。こころの浄化作用）などが期待され、主として3歳から11歳程度に用いられる（『誠信 心理学辞典』誠信書房（1981年）などによる）。

「身体的虐待」の多くは、ニュース報道などでも「躰のつもり」との弁明がいくつかの事例で繰り返されるが、家庭内の不安・不満、子どもへの歪んだ愛情が「躰」と称して、「身体的虐待」へ及ぶものが殆どである。1999年9月7日に発覚した茨城県ひたちなか市の小学1年の女子児童虐待死亡事件においても<sup>61</sup>、日常的に躰と称して虐待が繰り返され、ついには7時間に及ぶ暴行の末、死亡した。この事例では、夏休み明けの学校に「結膜炎で今週いっぱい休ませる」という母親の連絡の後、週明けも登校しない児童の様子を気遣った学校の担任教師が家庭訪問した夜に激しく暴行を受けて死亡している。この家庭訪問の前後においても近所の住民は「ひょっとすると虐待かも…」と気づいてはいたものの積極的な行動はとっておらず、また家庭訪問した教師は母親に玄関先で対応されるのみで児童に直接会っていない。このように保護者が住居への立ち入りを拒否し、児童に会わせない場合、教師が住居に立ち入ってまでして児童に直接会い、安全を確認することはできない。つまり、教師は校長へ報告し、校長は速やかに教育委員会へ通知し、学校または教職員が児童相談所へ通告した上で、児童虐待防止法8条に基づき、児童相談所等は学校教職員等の協力を得つつ、児童の安全確認を行うことになる<sup>62</sup>。この点が「早期発見」の足かせのひとつともなっている。

#### イ. 性的虐待

性的虐待とは、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」をいい、子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなどを示す<sup>63</sup>。性的虐待は、他の虐待と比べて発見そのものが難しいという特徴がある<sup>64</sup>。虐待の類型別割合によれば、2010年度で2.4%程度である。この割合については2004年度から2010年度までほぼ変わっていない<sup>65</sup>。内藤和美は性暴力に関する講演会などを訪れた女性を対象に、性的虐待経験の調査を実施し、その報告によると調査に応じた女性100名のうち、16%が父親から被害を受け、兄からのものも含めると21%に達したという<sup>66</sup>。

性的虐待は義父からだけのものだけでなく、実父からのものも存在する。具体的事例としては、刑法旧200条尊属殺重罰規定違憲判決となった「実父殺し事件」の加害者となった

<sup>61</sup> 「朝日新聞」1999年9月8日

<sup>62</sup> 羽間京子・保坂亨・小木曾宏「接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に学校教職員はどのようなアプローチが可能か—法的規定をめぐる整理—」『千葉大学教育学部研究紀要』第59巻（2011年）13頁～19頁によれば、学校教員の家庭訪問は教育活動の一環としてなされるものであり、学校教育法37条11項の「教諭は、児童の教育をつかさどる」が法的根拠になるとし、児童虐待防止法のような明確な規定がないことが家庭訪問の限界であるとしている。

<sup>63</sup> 日本子ども家庭総合研究所編 前掲注49、7頁

<sup>64</sup> 川崎・前掲書54頁

<sup>65</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」（2011年）

<sup>66</sup> 斉藤学『子供の愛し方がわからない親たち』講談社（1992年）50頁

女性も14歳の時から15年半以上、実父による性的虐待の被害を受けていた<sup>67</sup>。

性的虐待は被害を受けた子どもが、被害を打ち明けても「気のせい」とされたり、逆に親から罵られるということもある。また虐待の事実を否認し続ける親も存在する。これについては、日本子どもの虐待防止民間ネットワークの岩城正光理事長が弁護士として、1994年に父から性的虐待を受けた高校生の両親の親権喪失申立てにかかわった。当時全国二例目の申立てであり、裁判所は高校生の言い分を認めたものの、虐待の事実を両親は否認し続けた。また、岩城氏によれば「性的虐待を受けたことで自分が汚れたと思い、他人と性的関係を持って「中和」しようとする子どももいる。そのことで子どもに非があると思われ、虐待の立証が難しくなることがある」という<sup>68</sup>。

#### ウ. ネグレクト

ネグレクトとは「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」として掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」であり、これは、「子どもの健康・安全への配慮を怠る」つまり、家に閉じ込める、重大な病気になっても医療機関へ受診させない（医療ネグレクト）<sup>69</sup>、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなどが挙げられ、「子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない」「食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほど無関心、怠慢」すなわち、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなどであり、また春季から夏季に必ずといっていいほど報道される「親がパチンコに熱中している間に乳幼児を自動車の中に放置したために子どもが死亡する」という事例も該当する<sup>70</sup>。また子どもを遺棄する。祖父母・きょうだい・保護者の恋人などの同居人が身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為を行っているにもかかわらず放置するなどが挙げられる<sup>71</sup>。

ネグレクトの事案は、2010年度の児童虐待の類型別割合（総数55,154件）のうち、「身体的虐待」21,133件（38.3%）、に次いで、「ネグレクト」は18,0

<sup>67</sup> 最大判昭和48年4月4日刑集27巻3号265頁

<sup>68</sup> 「朝日新聞夕刊」2011年5月27日

<sup>69</sup> 成人である患者自身が治療を拒んだのであれば自己決定権として尊重されるべきであるが、子どもの治療の場合には親権者である親の同意が事実上必要であるために、「子どもの治療を受ける権利」を侵害しかねない問題が残されている。また、治療を受けることによって完治することが明確な場合にはネグレクトといえようが、外科的手術などの成功率が高くない場合や生命は取り留めても重大な障害が残るような場合には必ずしも子どもの利益になるとはいえないために、どのような場合が虐待といえるのかは判断が困難である。

<sup>70</sup> 例えば、2011年7月25日に石川県輪島市で1歳の女兒をワゴン車内に置き去りにし、夫婦が約4時間半にわたりパチンコに興じ、女兒を死亡させた事件が発生した（「朝日新聞」2011年7月27日）。

<sup>71</sup> 日本子ども家庭総合研究所編 前掲注49、8頁

55件(32.7%)と多く<sup>72</sup>、この割合は2005年度以降大幅に上昇している<sup>73</sup>。ちなみに、「心理的虐待」は14,617件(26.5%)、「性的虐待」は1,349件(2.5%)である。ネグレクトは、虐待の類型の中では比較的発見しやすいものである。子どもにかかわる学校・地域住民などが異変に気づきやすいからである。また、このネグレクトは虐待の警告信号であるということは、実際の事例の深刻さからも疑うべき余地はない。例えば1988年7月17日に発覚した、巣鴨子ども置き去り事件は、父親の蒸発後、母親も4人の子ども置いて家を出、僅かな金銭援助のみで育児放棄した(この事件の発覚する約1年前に恋人と同棲するために母親は長男に家を任せて時折様子を見る程度であった)。この長男(発覚当時推定14歳)は出生届すら出されておらず、就学に必要な手続きも母親が怠ったために学校へは一切登校していなかった。発見の端緒になったのは、7月17日にマンションの大家から「不良の溜まり場になっている」との通報により、警察官が一室を調べ、3人の子どもが見つかり、さらに供述から長男の遊び友達に折檻されて死亡した子どもの遺体が秩父市内の雑木林に埋められたことが発覚し、母親はテレビのニュースで事件を知り出頭した。この事件は出生届すら出されていない子どもと母親の身勝手な遺棄が当時大きく報道された<sup>74</sup>。近時においては2010年7月30日に発覚した、大阪二児遺棄事件がある<sup>75</sup>。この事件は当時3歳の長女と当時1歳の長男を餓死させた事件である。この事件の23歳の母親は離婚後、名古屋市内に居住。このとき児童相談所は育児の相談を受けているものの、この母子が転居したために追跡調査は行っていない。その後、大阪市内に居住し、当時の勤務先が寮として借りていたマンションは11階建て80戸が入居しており、10人以上の住民が子どもの激しい泣き声を聞いていた。しかし、大阪市こども相談センター(児童相談所)に通報したのは1人だけであった。しかも、児童相談所はこの通報をもとに訪問したのは一度きりであり、部屋のインターホンを押しても応答がないために子どもたちの安否を確認することなく調査を終え、緊急性の高いケースではないと判断して警察にも協力を要請していない。育児放棄を取り沙汰されたこの二つの事件の共通する点は「親の身勝手」である。しかし、現実的に「女手ひとつ」で子どもを育てることは昨今の社会情勢下においては特に困難なことでもあり、子育てをサポートするなどの支援策が必要であったことは否定できない。そして、近隣の住民などの通報と行政の迅速で適切な対応があったならば、この悲惨な結末を回避することは十分にできたと考えられる。

<sup>72</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」(2011年)

<sup>73</sup> ネグレクトの割合については2002年度に8,940件であったが、2003年度には10,140件となり、2004年度12,263件、2005年度12,911件、2006年度は14,365件と大幅に上昇し、さらには2010年度の18,055件となっている。2010年度の身体的虐待の割合が38.3%であったのに対し、ネグレクトは32.7%となっていることからネグレクトが増加しているといえる。

<sup>74</sup> 「朝日新聞」1988年7月18日。なお、この事件をモチーフとして2004年8月に映画「誰も知らない」(是枝裕和監督)が公開された。

<sup>75</sup> 「朝日新聞」2010年7月31日

## エ. 心理的虐待

心理的虐待とは「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」をいい、言葉による脅かし、脅迫、子どもを無視するなどの拒否的態度を示す、子どもの心を傷つける言動や他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする、子どもの面前で配偶者やその他の家族に対し暴力を振るうなどを示す。このような行為を近くで目撃することは、子どもにとっては「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」などの原因ともなる。

「心理的虐待」は子どもが周りの大人にサインを送ることがあっても、見落とされがちな虐待である。何故なら、身体的虐待やネグレクトに先行して、あるいはそれらと併行して起こる心理的特性がある場合が多く、それ自体が独立した形で、長期的に継続することは比較的少ないからである<sup>76</sup>。筆者がかつて二年間にわたってかかわった子どもの中に「心理的虐待」を受けていたB子の「心理的虐待」の存在に気づくことができたときには卒業により、かかわりがなくなる直前であった。この事例においては幼い頃から「あんた（B子）なんか生まれてこなければよかった」とか「生まなきゃよかった」というような言葉の暴力やB子が在宅しても親から無視され続けるといったことがしばしば続き、果てにはB子自らが相談した児童相談所では「あなた（B子）が悪い」と指摘され、さらには親との面談後「B子さんは精神的な病気」などと職員から直接言われたという。このB子は確かに大人に対して「あきらめ」の面が見受けられる子どもではあったが、特に問題行動もなく、しいて言えば「あきらめ」からくるのか、何事にもどこか投げやりであった。しかし、卒業と同時に保育科へ進み、働きながら保育士の資格を得て、「将来は虐待されている子どもを守ることできる保育士になる」と目を輝かせていたことが印象的であった。

この心理的虐待は、親が無意識に子どもに対して行っている場合もしばしば見受けられる。例えば筆者が教員生活で関わった事例に、C男は他のきょうだいが学業成績優秀であったために幼いときから何かと比較され、C男は親から褒められたい一心で小学校時代には「学校からの褒美（賞品）」を捏造したという。C男の親は、「比べたくなくても自然に順位がわかる」と自身の心理的虐待について無頓着であった。また、未熟児で生まれたD子の妹E子を溺愛するD子の親などもD子に与える心の傷については全く無頓着だった。このように心理的虐待は加害者となる大人よりも子どもの方が敏感であり、実際の虐待事案の対応においては、当事者である子どもの状態によってその存在を推論しなければならないという困難さがある<sup>77</sup>。

<sup>76</sup> 安部行照「わが国における児童虐待の諸問題」『四天王寺国際仏教大学紀要』第44号（2007年）77頁

<sup>77</sup> 前掲注65、78頁

## 小括 虐待とネグレクト

ネグレクトは先に見たように、児童虐待の4類型のうち、身体的虐待に次いで多く、虐待事案の中では比較的発見しやすいものでもある。また、家庭の養育に対する何らかの問題が原因となっていることもあり、適切な支援によって事態の深刻化を食い止めることも可能であると考えられる。この点については、先の2つの事案（巣鴨子ども置き去り事件、大阪二児遺棄事件）でも同様のことが言えるのではないだろうか。何故なら、学校にたとえ所属していない子どもであっても、地域に所属していない、つまり近所づきあいのない家庭であっても子どもは社会的な存在であり、大人が子どもに対してほんの一瞬でも注視することで深刻な事態を未然に防ぐ端緒になると考えるからである。しかしながら、この点について新たな課題もある。それは、虐待に対する認知度、虐待通報、プライバシーの問題である。第1章でみたように「児童虐待」に対しては多くの人々が認知するようになった。しかし、虐待そのものを特殊な家庭事情と捉えることも少なくない。そして、虐待に関する通報も通報義務が課されながらも業務量の増大や他機関との連携不安から躊躇することも決して少なくないのが現状である<sup>78</sup>。

このような中でも、乳幼児健診などの機会から虐待の発見に至ったケースもあり、この場合も他機関との連携が功を奏した場合とせつかくの通報を生かしきれなかったケースが存在する。いずれにせよ、虐待事案となってしまった家庭はその閉塞感からかあるいは外部との接触が十分でないために閉塞感を持ったのかは別としても、外部との接触（児童相談所、保健・医療機関など）を避ける傾向にある。小児科医の田中哲は「虐待が起こる状況では一般的であるとされる防衛的な障壁に対して行政の介入の必要性を述べつつも、強権的な介入強化だけでは問題の解決は困難であるとして、民間団体との連携とサポート的介入が必要であると提示」している<sup>79</sup>。だからこそ、特定の行政機関の介入に限定せず、民間団体との連携やサポート的支援が必要なのではないだろうか。そして、何よりキャッチしやすい「ネグレクト」に重点をおくことが深刻な虐待事案を防ぐ可能性が大きいと考える。吉村奏恵は、学校においては「身体的虐待」の発見が「ネグレクト」よりも容易であると述べているが、それは「身体測定」などが行事として多い小学校段階で言えることともとれる。また、身体的虐待の深刻な事案の場合、先のひたちなか市の女子児童虐待死亡事件のように、保護者が学校を欠席させることもありうるため、余程敏感に対応できる教師集団でない限り、見逃されやすいとも言える。ネグレクトの発見可能性が比較的高いとする筆者の理由は、衣服・持ち物の変化、食事の状況、健康状態などの急激な変化が挙げられる。ただし、義務教育段階での発見が極めて高いと思われる。これについては、学齢の進行により保護者との距離が広がるためであり、ネグレクトが最初の原因での問題行動

<sup>78</sup> 吉村・前掲書8～13頁。吉村は学校の養護教諭として関わった事例を挙げつつ、実際の学校現場の対応の困難さを示している。

<sup>79</sup> 田中哲「乳幼児への虐待・とくにネグレクトをめぐって」教育科学研究会編『教育』（2002年10月号）国土社（2002年）13頁～21頁

が現われやすいのも中学から高校にかけてである<sup>80</sup>。何故なら、表面的にはネグレクト事案であってもその実、身体的虐待や性的虐待などが内在している事例も少なくないためである。

## 2-2 児童虐待防止法における被虐待児童処遇のプロセス

2-1では児童虐待の態様をみた。次に児童虐待の処遇を検証しつつ、被虐待児童処遇のプロセスを検討する。児童虐待防止法は、防止施策促進の為に児童虐待の「禁止」、「予防」、「早期発見」などの児童虐待防止に関する政府および地方自治体の責務と、「虐待を受けた児童」「児童虐待を受けたと思われる児童」の保護、加えて児童の自立支援の為に措置などを定めている。

児童虐待の「発見」と「通告」に関しては、従来の児童福祉法25条に加え、児童虐待防止法6条により、学校教職員、児童福祉施設職員、医師、保健師、弁護士などに早期発見を義務づけ、発見した場合には速やかに市町村、福祉事務所または児童相談所へ「通告」しなければならないとしている。そして、児童相談所では通告を受けた場合、児童虐待防止法8条に基づいて「被虐待児の安全確認」を図り、必要に応じて児童福祉法33条の「一時保護」を行う。場合によっては児童福祉法29条、児童虐待防止法9条による「立入調査」を行うこともできる。まず、「虐待に係る通告または送致を受けた」場合、児童相談所長は48時間以内に児童の安全確認をしなければならないこととされている。そして、必要に応じて原則二ヶ月以内で一時保護の措置をとることもできる。この調査においては任意調査だけでなく、立入調査として、都道府県知事は「虐待が行われているおそれがあると認められた」ときは、児童福祉司などに立入調査させることができる。この立入調査を拒否したり、妨害した者は「50万円以下の罰金」が課される場合もある。また、立入調査、出頭要求を拒むなどして、児童の安全が確認できない場合などは、児童虐待防止法9条の3「臨検、搜索等」により、裁判所の許可状に基づいて臨検、搜索が可能であり、さらに同法9条の7で、搜索に当たって必要があるときは「鍵を壊す」などの強制的行為が認められている。このように、立入調査職務の執行が必要なときは、児童相談所長または都道府県知事は警察の援助を求めると児童虐待防止法10条1項では規定している点が従来の立入調査における保護者からの頑強な抵抗に対抗する意味では大きな前進でもある<sup>81</sup>。ただ、あくまでも「立入調査」や「一時保護」<sup>82</sup>は急迫かつ深刻な事態においてのみのものであり、依然として現場においてはこれらに対する尻込み感が大きいとい

<sup>80</sup> 吉村・前掲書8～13頁

<sup>81</sup> 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編著『子どもの虐待防止・法実務マニュアル[第4版]』明石書店(2008年)88頁～95頁

<sup>82</sup> 児童相談所の一時保護については法的には事前に保護者などへの告知や承認を前提としない行政処分行為である。しかし、一時保護実施後には保護者側に「行政不服審査請求」の権利が生じる。この行政不服審査が申し立てられて却下された場合、保護者が異議申し立てをし続けるには行政訴訟の提起ができるとされる。

う。確かに最終的に家族の再統合を図るうえでは、これらの強制的行為はその後の保護者との関係構築が頭をもたげるために尻込み感も否定できなくはない。しかし、この尻込み感が被害を大きくしていることも事実である。

次に、実際の虐待事案に対する対応としては、「在宅援助」が挙げられる。これは、「児童の権利に関する条約」9条の「親子不分離原則」によって、司法の判断を除いては、子どもは親から分離されないものということを前提とし、かつ親子の再統合を期待しての援助でもある。この在宅援助には、「児童福祉法に基づくもの」、「母子保健法に基づく保健師等による指導」があるが、この指導については受けることを勧告することはできるものの、法的な強制力はない。

そして、深刻な事案などにおいては、「親子分離」もなされる場合がある。この場合、都道府県は原則、親権者等の同意を得て親子を分離しなければならないが、例外として同意が得られない場合には家庭裁判所の承認を経て、児童を里親に委託、または児童自立支援施設などへ入所させる強制入所措置をとることができる。しかし、この期間は2年間を超えてはならないものとされるが、家庭裁判所の承認によって期間を更新することは可能である。重大かつ深刻な事案においては、児童相談所長による「親権喪失宣告」の申立ても可能である。児童相談所長は児童福祉法を根拠として行うが、この「親権喪失宣告」の申し立てについては、2011年5月に民法が改正され、同法834条（親権喪失の審判）では、初めて「虐待」「悪意の遺棄」「子の利益」という文言などが追加され、さらに従来は、親族と検察官のみ請求が可能であったが、「子」も請求することが可能になった。

また、親子分離後の援助としては、「被虐待児への援助」についての法規定は直接ないものの、多くの児童養護施設などで心理療法などが実施されている。あくまでも、「親子の再統合」を目指すものの、これが困難な場合には「代替的養護」いわゆる「社会的養護」として養子縁組や里親委託、適切な施設での生活を支援することとされている。虐待をする親に対しては、指導・援助として、子どもが児童福祉施設などに入所している間、親は「児童福祉司の指導を受けなければならない」とされ、この入所期間中においては、児童相談所長または当該施設の長は、保護者に児童との面会または通信の制限をすることが可能となっている。

では、児童虐待をめぐる対応の実態はどうであろうか。まず、「立入調査」については、2000年以降に急激に増加し、2004年をピークに2005年度以降は減少傾向にあり、2010年度は「立入調査」の前段階の出頭要求こそ50件であったものの、実際に「立入調査」が実施されたのは2件となっている<sup>83</sup>。一方、「一時保護」は年々増加しており、一時保護の委託先としては児童養護施設が約5割を占めている。

また、日常的な虐待相談への対応状況としては、面接指導が最も多く8割を超えている現状にあり、この虐待相談件数は増加し続けているものの、在宅指導で足りる事例が大半との見方もある。しかし、一方では死亡事例も後を絶たない。これは、児童相談所が実際

<sup>83</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」（2011年）



に關与しながら、有効な支援ができずに死亡にまで至らせてしまったケースが、2005年までは年々減少していたものの、2006年には増加した。2005年度に児童相談所が關与していた10の事例のうち4例で、同じく2006年度では12の事例のうち6例で虐待であるという認識がなかった。そして、いまだに児童相談所へ送致されていない事例は増加傾向にある。しかしながら、関係諸機関とまったく接点のなかった事例は、2004年度以降減少しており、「早期発見」が奏功したといわれる。

では、「司法の介入」はどうか。この点については、施設入所措置の承認申立ての請求件数及び承認件数は増加しており、児童虐待防止法の制定前の1999年度では、請求件数が88件、承認件数は48件となっていたものと比較して、2010年度ではそれぞれ約2.6倍、約4倍となっている<sup>84</sup>。

近時においては、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、先に見たように、児童虐待の定義見直し、通告義務の範囲拡大、市町村の役割強化、要保護児童対策協議会の法定化、司法関与の強化がなされてきた。そして、厚生労働省の社会保障審議会児童部会に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、「子ども子育て応援プラン」の策定、「児童虐待防止ネットワーク」の法定化や生後4ヶ月までの乳児のいる家庭の全戸訪問事業を全市町村で実施する施策の開始などが始まっている。また、2005年には、児童福祉司の配置基準が見直された。

とりわけ、2007年改正による「児童の権利利益の擁護」明記や「国および地方自治体の責務」、「安全確認の義務」、「出頭要求」、「立入調査」、「保護者への指導」、「保護者の面会制限」、立入調査の拒否についての罰金の引き上げや面会制限の罰則付き禁止は大きな前進であったが、議論されていた「保護者に親の役割を学ばせる」、「保護者への支援策」、「児童に医療措置をとらせることを目的とした一時的な親権剥奪」など実務家や関係者から指摘されていた事項は盛り込まれなかった点は課題として残っている。

このように、児童虐待防止に向けた取り組みは、2000年以降着実に進んできた。しかし、相談対応件数、児童虐待に係る事件の検挙件数・検挙人員ともに増加し続けている。このことは何を示し、どのような要因があるのだろうか。一つには、長引く不況による経済的格差の問題も挙げられるだろう。それは、被保護実人員及び保護率の増加からも明らかである。被保護実人員と保護率は、2007年において約154万人で12.1%であり、2010年は前年比約19万人増の約195万人で15.2%となっている<sup>85</sup>。もちろん、この統計は児童のいる家庭のみではないが、社会全体に経済的格差の広がっている状況においては、家庭における児童の養育も格差が生じることが考えられる。この点からネグレクトの増大の一因と捉えることもできるのではないだろうか。そして、「家族機能の衰

<sup>84</sup> 最高裁判所事務総局家庭局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情」（2011年）

<sup>85</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」（2011年）

退」と「子育て機能の弱体化」も子どもを悲惨な状況に追い込んでいると言える<sup>86</sup>。これらを裏付ける例として、2000年12月に愛知県武豊町で発生した「3歳女児餓死事件」が挙げられる。この事件は3歳になったばかりの女児が段ボールの中に入れられたまま、ほとんど食事も与えられずにミイラのような状態で亡くなり、21歳の両親が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕され、その後、殺人罪に切り替えられ、名古屋地裁で懲役7年の判決が言い渡された事件であり、虐待が暴力だけでなく、ネグレクトというかたちもあることを世に知らしめた事件である<sup>87</sup>。この事件においても女児の両親の複雑な家庭環境とさらに女児の祖父母も複雑な事情を抱え、貧困、家族機能の欠如、両親などの社会性の欠如などの複合的な問題が相乗的に作用し、世代間連鎖となっている背景が存在した。

このように児童虐待の背景は単なる偶発的、単発的な家庭問題で虐待が生じるのではなく、複合的な多問題が背景に存在する。すなわち、経済的貧困、家庭の文化的貧困、親の人格的貧困が相乗的に作用し合い、構造化・膠着化して児童虐待現象につながっているということであり、そして、これらは世代間の連鎖を引き起こして、親から子へ継承されるだけでなく、援助に向けた自発的ニーズの欠如によって、改善のための関わりが極めて困難であると言うことを指す。つまり、この問題解決には、家族機能の修復・再構築が重要であり、援助も家族に対する部分的・単発的な支援でなく、多角的・総合的支援が必要である<sup>88</sup>。

### 3. 児童虐待防止に向けた提言

「児童虐待」は決して真新しい問題ではなく、様々な時代、社会において存在してきた「負の遺産」であるということ、そしてこの連鎖を断ち切り、「子どもの人権」が保障され、すべての子どもが健やかに育つことなどを法律や制度は目指してきた。しかし、「児童虐待」の発生件数は減少せず、増加し続けている。これには、例えば先のネグレクト事案においても「児童虐待」が単発的な問題ではなく、複合的な多問題を含む背景とともに存在していることなどを前章まででみた。それでは、どのような形で効果的な支援ができるのだら

<sup>86</sup> 津崎哲郎「児童虐待に対する援助の仕組みとその課題」津崎哲郎・橋本和明編「最前線レポート 児童虐待はいま 一連携システムの構築にむけて一」ミネルヴァ書房（2008年）17頁

<sup>87</sup> 杉山春『ネグレクト 育児放棄—真奈ちゃんは何で死んだか』小学館文庫（2007年）によると、女児は亡くなる4ヶ月前に栄養状態の不良などによる脱水症状で公立病院を受診し、病院からの保健所への連絡、保健所から保健センターへの連絡により、保健所はこの約1年前から児童相談所と保健センターが関わってきた事例であることを知った。一方、女児の両親は、両親からの援助、行政からの支援などを直接希望することができるような社会性が欠如しており、また行政（保健センターなど）も業務に忙殺され、連携が十分に取られず、対応が不十分となり、最悪の結末につながったという。

<sup>88</sup> 津崎、橋本・前掲書17頁～19頁

うか。

まず、児童虐待防止に向けて、より早期の発見を目指し、また親に対する適切な支援を迅速に行うため、児童虐待防止法のさらなる改正が必要であると考えられる。次に、子どもが家庭以外で関わる場としての学校における対応も強化しなくてはならない。そして、社会において虐待に対する認識をより深め、社会全体で子どもを支える意識を育てていく必要がある。

### 3-1 児童虐待防止法に対する提言

児童虐待は虐待の発生予防、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援を切れ目なく支援していかななくてはならない。そのために、虐待の発生予防はもとより、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護を速やかに行う初期対応の整備が必要である。国は、2010年1月29日に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」などを行って発生予防に努め、早期発見・対応について市町村において「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保等、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを行う親支援の推進、保護・自立支援については、家庭環境での養護を促進するため里親制度の拡充、児童養護施設などの小規模ケアの推進、年長児の自立支援策の拡充、施設内虐待の防止等施設入所児童の権利擁護の推進などの取り組みを進めている<sup>89</sup>。また、2010年9月に児童相談所に虐待の通告があった事例の安全確認の実施状況について調査結果を公表するとともに、児童虐待の通告があった児童に対する安全確認の徹底を図るため、通告・相談への対応や調査、保護者・子どもへのアプローチにおける着眼点や工夫などを盛り込んだ児童相談所の虐待対応の参考となる「虐待通告があった児童の安全確認の手引き」を作成している。

2010年度、全国の児童相談所が対応した児童虐待に関する相談件数は55,154件であり<sup>90</sup>、最早見過ごすことのできない課題である。そこで、国は「子ども・子育てビジョン」において具体的に数値目標などを示している。社会的養護の充実として里親等委託率を現状の10.4%から2014年には16%に引き上げ、児童養護施設等における小規模グループケアを同じく446ヶ所から800ヶ所へ引き上げるという。そして、地域子育て力の向上を図るために、地域子育て支援拠点を市町村単独分も含めて7100ヶ所から10000ヶ所に引き上げることを目標とした。

しかし、気にかかることはこれらが本当に機能しうるのかという点である。一つ一つは

<sup>89</sup> 2010/2011年『国民福祉の動向』財団法人厚生統計協会（2010年）64頁～70頁

<sup>90</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」（2011年）

児童虐待に直結する施策のようにもとれる。しかし、具体的に多くの人員を関連する分野（例えば児童相談所など）に配置して、きめ細かいケアがなされるような変化はない。つまり、ソーシャル・サポートという名称こそ用いてないにしろ、従来ある団体の活用などに力点が置かれる一方で、児童虐待に対応することが児童相談所に集中し過ぎ、限られた職員数で対応しなくてはならないために、結果としてきめ細かいケアにはつながらず、職員1人にかかる負担の増大により、深刻な虐待事案に対する対応をも遅らせてしまう可能性がある<sup>91</sup>。また、虐待対応の介入において家庭との関係構築が必要であるにもかかわらず、児童相談所の権限が強化されたために、家庭と職員との間での限界と矛盾が生じている。だからこそ、初期対応は警察などが行い、児童相談所は福祉的立場からの支援に特化すべきではないだろうか。加えて、学校教職員が早期発見することも目指し、児童の家庭への訪問と面会を児童虐待防止法により規定することも、より早期発見を高めることになると考える。

また、ニーズに乏しい親に対する改善の効果的指導の枠組みを社会が用意するという点では未だ不十分である。これは2007年の児童虐待防止法第2次改正において、行政としての児童相談所が発する命令だけを強化して虐待親への指導効果を高めようとしていることが結果として効果を発揮できないものになっている。何故ならば、本来、親の困難を受け止め、改善を志向してゆくことが役割である児童相談所に権限命令を発する役割を担わせたことが大きな欠陥となっているからである<sup>92</sup>。だからこそ、アメリカのように親と子、双方に弁護の代理人が付き、それぞれの言い分と行政の提示する改善のプログラムを最終的には裁判所が裁定して援助を実施する仕組みが必要である<sup>93</sup>。

次に虐待で傷ついた子どもの回復を適切に行うことが重要である。何故なら、虐待の世代間連鎖を断ち切るためにも重要な援助の課題だからである<sup>94</sup>。このためには、被虐待児の保護の主力となっている児童養護施設の充実が必要である。現在、児童養護施設の収容数は増加しているにもかかわらず、職員配置基準があまりにも貧弱なため、集団ケアに手間取り、子どもの個別ケアが十分に発揮されていない<sup>95</sup>。だからこそ、施設において職員の配置数を見直し、心理専門職の配置を行うことが必要である。

そして、親子の再統合においても、我が国においては枠組みも内容もまさに何もなければの再統合であり、しかも当初から再統合が望ましくないケースに対しても行われる矛盾をはらんでいる<sup>96</sup>。そこで、アメリカのように、親、子ども、そしてその代理人が、行政

<sup>91</sup> 川崎・前掲書191頁

<sup>92</sup> 津崎、橋本・前掲書21頁

<sup>93</sup> 同上22頁

<sup>94</sup> 才村真理「児童虐待防止における自治体ソーシャルワークに関する一考察」『社会福祉学』（第43巻第2号）日本社会福祉学会（2003年）33頁～45頁

<sup>95</sup> 津崎、橋本・前掲書22頁

<sup>96</sup> 同上23頁によると、2006年に発生した京都府長岡京市の「3歳児虐待死事件」においても児童相談所担当者が再統合の課題にとらわれ、親との関係を重視し、迅速に介入できなかったことが援助のミス的一端であったとしている。

の提示した条件を、裁判所の場で合意し、必要に応じて親へのカウンセリング、養育技術の習得、依存症治療、家庭内に入り込んだ日常生活の指導など多彩なサービスが集中的に主に民間サービスとして提供され、その効果を最終は裁判所が査定して再統合が実現する仕組み<sup>97</sup>を採ることが必要である。

さらに、家庭で育つことができない子どもに対しては、新たな代替家庭の確保が求められる。つまり、集団的な施設による養育だけでなく、里親による養育というかたちで<sup>98</sup>、子どもに安定的な養育を保障することが重要である。そのためにも、里親制度の整備が必要であり、仮に施設養育しか提供できないのであれば、施設外の立場で子どもが大人と接する場を設けることができるのではないだろうか。例えば、週末里親の制度や精神的なサポートを行う里親などを社会全体で育成することが考えられる。

### 3-2 児童虐待に対する学校の対応に関する提言

次に児童虐待の防止策として学校にどのような対応が求められるか。まず学校は、多くの子どもが一日の大半を過ごす場であり、子どもの異変を察知する確率が高い場の一つである。よって、児童虐待の早期発見に資すると考えられる。例えば、児童虐待において身体的虐待は目にとまりやすい。そして、ネグレクトは「食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほど無関心、怠慢」ということから、地域社会が機能し、学校などの教育機関がアンテナを高くすることで早期の発見も可能である。しかしながら、現状においては大阪二児遺棄事件などにもみられるように、地域社会の機能は著しく低下している。この点においては、地道な啓発活動と地域社会の再生を図っていくことが重要である。その要の一つとして学校などの教育機関は機能できるのではないだろうか。それは、学校は子どもの日常生活を把握しうる場であり、子どもの虐待の発見可能性が高い生活場面ともいえる。では、学校などの教育機関はどのような問題を抱えているか。1991年バブル経済が崩壊し、相次ぐ企業倒産、金融機関の破綻など社会全体が大きく変化した。そして、この90年代に入ると、小・中学校での不登校がますます増加し、高校でも不登校が増加し始め、高校中退者の増加が問題となりはじめ、90年代以降はこれらに加えて、「学級崩壊」「キレル子ども」「いじめ」「校内暴力」「非行の低年齢化」等、子どもに関する問題が複雑になっている<sup>99</sup>。このような中で、学校は保護者・地域・社会から厳しい目が向けられるようになり、教育活動以外の雑事が増加したことはいわゆる「モンスターペア

<sup>97</sup> 原田綾子「児童虐待と現代社会—虐待大国アメリカの苦闘—」京都大学大学院法学研究科博士学位論文（2007年）60頁～84頁

<sup>98</sup> 中川良延「日本の里親制度—どこにどんな問題があるか、解決の方向を探る—」湯沢雍彦『里親制度の国際比較』ミネルヴァ書房（2004年）320頁

<sup>99</sup> 野尻紀恵「学校現場で見えてくる貧困—ネグレクトケースへの対応からスクールソーシャルワーカーに見えてきたもの—」教育科学研究会編『教育』（2011年10月号）国土社（2011年）27頁～35頁

レント」という言葉が取りあげられるほどである<sup>100</sup>。すなわち、学校教育がサービス業として捉えられ、さらには進学率の上昇により、かつてのように保護者よりも比較的高学歴な教師の存在がなくなり、むしろ保護者が教師よりも高学歴であるという場合も珍しくなくなった。そして、1970年代からの第1次石油危機以後の進学競争激化、80年代の校内暴力の社会問題化した時代に、換言すれば学校の教育力が低下し始めた時代に学校生活を送ったもの達が保護者の世代となり、教師の地位・権威も著しく低下した<sup>101</sup>。保護者が軽視する教師や学校に過剰とも取れる屈折した期待がかけられ、かつその期待を実現して当然といわんばかりの風潮が多く、教職離職者や精神的疾患を生み続けているといっても過言ではない<sup>102</sup>。保護者が軽視する教師を生徒である子どもたちは、どのように見るか。偶然のようにも思えるが、2005年頃を境に職員室へ用もないのにやってきてしゃべっていく生徒の数が目に見えて減った。では、この生徒達はどこへ消えたのか。すべてではないにしろ、保健室へ行く生徒が増えたようである。昼休みに保健室へ立ち寄った際、かつて職員室で見られた光景に近いほどの生徒達がそこにいた。養護教諭を取り囲むように無邪気な笑顔で話しに興じ、職員室の静けさと打って変わった光景に驚くと同時に安心した。学校の抱える問題が多様化・複雑化してゆくなかにも、毎年違った子どもたちが存在する。そして、この子どもたちの中には「困っている子ども」がおり、この困り感は、多様な症状で表現される。学力不振、不登校、いじめ、暴力行為などがそれであり、これらは「学校の問題」として認識されるが、別の面からみれば、子どもが発する「助けを求める注意信号」でもある。この起きたことがらについて、表面だけで問題行動として捉えるのではなく、内部に潜む問題を探らなければならない<sup>103</sup>。つまり、子どもの問題行動がきっかけで虐待などの発見の端緒となる可能性が大きいからである。例えば、ネグレクトのような外部からは深刻な虐待と捉えにくい問題も内在するおそれがある。

そして、このことは程度の差こそあれ、養育放棄（ネグレクト）という形で捉えずに、単に「だらしない家庭」という受け止め方をする危険性がある。このネグレクト事例に共通して見られる特徴としては、低所得、生活保護の受給、住宅事情や生活状況の悪さ、教育レベルの低さ、就業率の悪さなどの問題と密接に関係し、さらに社会的孤立という特徴がみられる<sup>104</sup>。そして、虐待者の傾向として被虐待歴、経済的困難<sup>105</sup>、親の育児能力と

<sup>100</sup> 筆者もかつて勤務した中高一貫校で、学校の近所からの「生徒の合唱練習がうるさいから静かにさせろ」という苦情に接したことや「評定に納得がいかない」と連日電話にて保護者から抗議を受けたこと、「学習塾への通塾のために、宿題を免除してほしい」という要望などを保護者から受けたりし、その対応に苦慮した。

<sup>101</sup> 教職員の不祥事の増加という報道がなされることがあるが、これについては表面化しやすくなったとも言える。何故なら、大きく取り扱われる事件（例えばいせつ事件など）については戦前から存在している。

<sup>102</sup> 2011年12月22日、文部科学省の発表によれば17年連続で教職員の精神疾患による休職などが増加しているとされた。

<sup>103</sup> 野尻・前掲書27頁～35頁

<sup>104</sup> 西澤哲『子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房（1996年）

経済的破綻などが挙げられる<sup>106</sup>。ネグレクトの動機・誘因としては、養育拒否による虐待の下位分類として次の6種が提示される。①別離体験からくる情緒関係が希薄な場合、②情緒的結びつきの弱さに加えて、親自身が「自分の子ではない」ことを必要以上に意識しすぎる場合、③親の価値観や性格により、育児に熱意がもてない場合、④自己の意思とは無関係に育児を押し付けられた場合、⑤子どもの能力・行動が親の期待を裏切るという繰り返し果てについに拒否に至る場合、⑥その他等である<sup>107</sup>。

そして、このほかにも子どもがハンディキャップを持って生まれた場合<sup>108</sup>、虐待を生みやすい環境としては社会経済的的低階層、未成年者の妊娠、母子の孤立、母親の生活史などが挙げられる<sup>109</sup>。これらについては、子どもの貧困化がOECD 26カ国中でも17位になるほど問題となってきた。そして、この貧困化は1990年代から著しく上昇し、日本のひとり親家庭の貧困率は主要先進国中でトップとなった<sup>110</sup>。また、貧困がもたらす悪循環としては親の経済的困難が親子関係をより悪化させ、さらには親からの虐待を逃れるために、子どもが不完全な状態で家庭から去り、子ども自らが貧困の階層に転落する場合があります、この貧困から抜け出せなくなる場合も少なからずある<sup>111</sup>。

では、このような時代において何が求められるか。人々が期待するものは何か。その点においては、児童虐待の防止をはじめとして子どもを取り巻く多くの課題について、行政機関に対する期待は大きい<sup>112</sup>。ここでもっとも求められているのは「迅速な対応」であり、教育行政に対する期待としては「児童虐待に対応する専門職（スクールソーシャルワーカーなど）の配置である。このスクールソーシャルワーカーは、家族と子ども、学校をつなぐ架け橋となる<sup>113</sup>。このスクールソーシャルワーカーが関与したネグレクト事例において、

---

7 頁

<sup>105</sup> 全国児童相談所長会『全国児童相談所における家庭内虐待調査』（1997年）

<sup>106</sup> 恒成茂行・木林和彦・米満考聖「死亡児から学ぶ子どもの虐待」『子どもの虐待とネグレクト』（Vol. 2 No. 1 July 2000）日本子ども虐待防止学会（2000年）156頁～163頁

<sup>107</sup> 津崎哲郎『子どもの虐待』朱鷺書房（1992年）88頁～90頁

<sup>108</sup> 坂井聖二「小児科領域からみた児童虐待」齊藤学編『児童虐待 危機介入編』金剛出版（1997年）51頁～52頁

<sup>109</sup> 神庭靖子「早期母子関係」齊藤学編『児童虐待 危機介入編』金剛出版（1997年）64頁～65頁

<sup>110</sup> 山野良一『子どもの最貧国・日本』光文社新書（2008年）26頁～28頁。山野は、「アメリカと並ぶ最低水準の福祉であり、これを放置することは将来的に社会的コストが増え続けることになる」と指摘している。

<sup>111</sup> 岩田正美『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣（2008年）98頁～101頁。岩田は、ネットカフェ難民などに対して聞き取り調査などを行い、その調査によると幼少期に虐待を受け、親から逃れて早期（義務教育修了）に社会に出た者や親との折り合いが悪く実家に戻らず、ネットカフェ難民となった者も存在するとしている。

<sup>112</sup> 西原尚之・原田直樹・山口のり子・張世哲「子ども虐待防止にむけた保育所、学校などの役割と課題」『福岡県立大学人間社会学部紀要』第17巻1号（2008年）46頁

<sup>113</sup> 大塚美和子「子どもの貧困とスクールソーシャルワーク」『ソーシャルワーク学会誌』

要保護児童対策地域協議会のネットワークの中で何度もケース会議で検討し、関係機関が支援を試みたものの思うような結果が得られなかった事案で、スクールソーシャルワーカーが調整役となって家庭の問題状況の整理と再統合に努めたものがある<sup>114</sup>。

しかしながら、スクールソーシャルワーカーの活躍のみで解決が図られる事案ばかりではない。それは、先に見たような貧困問題など教育、福祉の行政のみが単独で解決できるものばかりではなく、問題の複雑さからも明らかである。そこで、様々な分野の機関との連携が必要となる。つまり、学校であれば学校教師が、学校だけが問題を抱え込むのではなく、また教師だけが関わるのではなく、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもが大人に対して発する信号を受け止めるチャンネルを増やししながら、家庭との調整を行うことである。養護教諭は一定規模の学校であれば、現在複数の教員が配置されつつあるが、小・中学校では単独配置のままであり、子どもたちが気軽に話しに行くにも養護教諭の人の柄いかんによるものとなっている。つまり、養護教諭の役割は増大しているにもかかわらず人員が単独配置もしくは高等学校のように正規教員1人と常勤講師あるいは非常勤講師扱いで1人配置のような複数配置では分担が困難である。また、教師が養護教諭またはカウンセラーに任せればなしでは情報の共有もできない。学校の中というものは、とかく「子どものプライバシー」を題目としつつ、情報を隠蔽しやすい土壌ともなっている。だからこそ、スクールソーシャルワーカーが大所高所から「児童虐待の発見・対応」の調整役となり、教師・養護教諭・スクールソーシャルワーカーによるスクラムで子どもを守る一つの砦となる。そして、教育委員会・教育事務所、児童相談所、行政（市町村）、警察、民間団体（NPO）などとの連携を図る。教育委員会・教育事務所は一時保護となった場合の就学措置、虐待事案への対応のため一時的であっても教員の臨時加配などの勘案を迅速に対応する。児童相談所は子どもが置かれている状況の把握と子どもの保護、親への対応に全力を尽くし、行政は中・長期的な視野で親への支援（例えば深刻な貧困問題が虐待につながっているならば、就労支援や住居の確保など）を行い、警察は子どもの安全を確保するために迅速な対応をする（例えば、子どもの一時保護に際しての親の連れ去り防止や緊急を要する保護事案においては家庭内への介入も行う）。そして、短期的・中長期的に地域社会の側面から子どもと親を保護・支援するために、公からNPOなどの民間団体との情報交換をスムーズにおこなうことである。これらは、それぞれの割拠主義を打破しなければ困難であろうが、地域社会の連帯感の著しい低下や学校の権威・地位低下の昨今においては最早喫急の課題であるといえる。

だからこそ、学校の機能を強化するために専門的職員としてのスクールソーシャルワーカーの配置とともに、地域社会再生のために学校を中心に多くの大人たちが関わるができる仕組みが求められるのではないだろうか。



### 3-3 児童虐待に対する大人への提言

ここまで、法改正の必要性、学校が発見の場として機能し、地域社会再生の要になることが重要であるということを見てきた。最後に、そのために大人たちが「どうあるべきか」ということを述べる。

「児童虐待」は多くの人たちにとって、報道を通して接するものである。何故なら、大人たちの生活場面において、子どもと接することは家庭などを除き限定的だからである。そして、多くの大人たちは他人の子どもに対して、無関心、不親切である<sup>115</sup>。

そこで、児童虐待について社会的関心を高めるために、国は2004年から11月を「児童虐待防止推進月間」として設定し、広報、啓発活動に取り組み、2010年度はテレビCM・新聞などで「児童相談所全国共通ダイヤル」の周知を図るなどしている<sup>116</sup>。2011年度は、啓発活動のために標語を募集し、3,684件の応募の中、「守るのは気づいたあなたのその勇氣」（千葉県12歳の女児の作品）が採用され、都道府県・市町村、学校、警察などにリーフレットを配布し、児童相談所全国共通ダイヤルを記したカードを昨年の100万枚から260万枚に倍増して作成し、自治体を通して国民に配布した。また、厚生労働省の正面玄関には「子ども虐待防止の決意と願い」を込めたツリーの展示を行い、さらに府省庁など関連団体で10月14日に35団体出席の上、第15回児童虐待防止協議会を開催した。厚生労働省作成のリーフレットには前出の標語を掲載して、裏面には児童虐待の4類型を簡潔に定義し、さらに子どもを虐待から守るために「あなたの連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります」とメッセージした上で、「通報は匿名可能・通報者の秘密は厳守される」旨記載し、さらにこの通報が支援になるとし、また厚生労働省のホームページや携帯電話などからもアクセスできるサイトなどを掲載している。加えて、市町村では様々な機関からなるネットワークを形成している旨を謳っている。この様々な機関には、児童相談所、市町村、保健所、保健センター、子育て支援センター、民生児童委員、保育所、幼稚園、医療機関、学校、警察、児童福祉施設、民間の相談機関などとしている<sup>117</sup>。これは、社会全体で子どもを守るという強いメッセージであるといえ、またソーシャルサポートネットワークの実践を意味するものでもある。

これに前後して、名古屋市では名古屋グランパスの公式戦においてオレンジリボンキャンペーンの啓発などを行い、さらに名古屋の全国児童家庭支援センター協議会、子ども家庭支援センターさくらが10月5日に市主催のキャンペーンに協力委員として参加してい

<sup>115</sup> 加藤幸雄『非行臨床と司法福祉』ミネルヴァ書房（2003年）78～80頁で、2000年春に発覚した「5000万円恐喝事件」についてその発覚が相当エスカレートした後になったことについて述べている。この事件において、多くの大人は被害者と加害者の子どもたちと接してきたが、いずれも発覚につながらず、被害者が入院して同室となった一人の青年のアドバイスによって発覚に至った。これは、児童虐待とは違って非行問題についてのものであるが、閉ざされた地域社会という側面ではここから参考となる点も少なくない。

<sup>116</sup> 平成23年版『厚生労働白書』

<sup>117</sup> 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> (2011年12月26日最終確認)

る。また、愛知県豊橋市では弁護士による講演会が行われ、三重県伊賀市ではケーブルテレビにて放送で呼びかけた（11月上旬の1週間）。三重県では、子ども家庭室が中心となって、スーパーの店頭での啓発、知事及び市町長のメッセージ展示（県内3ヶ所で、11月17日～27日）、県民参加のオレンジリボンづくり運動の実施（希望者にオレンジリボンキットを郵送した）、11月1日～28日まで県内鉄道主要駅に標語のみ使った独自ポスターを作成して掲示、児童相談所による街頭啓発、11月16日新聞広告も掲載した。そして、津市では健康福祉部子ども総合支援室が中心となって市内のスーパーで店頭啓発活動として児童虐待防止を呼びかけ、さらに冊子、グッズの配布を行った。

その他の民間団体の活動としては、社会福祉法人子どもの虐待防止センターがホームページ上での啓発、シンポジウムの開催、4日間にわたるホットラインの開設、東京都委託事業として一次医療機関に対して児童虐待の対応研修等の実施をした。子どもの虹情報研修センターはホームページでの啓発に加え、タスキリレーの開催、公開講座の実施なども行っている。日本医師会も会員への周知を10月に行うなど、このように、まさに官民挙げての啓発活動は意義深いものである。

では、今後どのようなことが必要になるか。まずは、大人の意識の改革である。それは、教師の子ども虐待に対する正しい知識と理解であり、また社会全体の大人は、子ども虐待に対して敏感になって子どもを守ることは決して他人事ではないという視点に立つことである。そのためには、社会教育の視点からの啓発活動は地道ではあるが効果的である。そして、学校の教育内容においても、子どもに対する虐待が立派な人権侵害であるということを教育していくことも重要である。つまり、義務教育最終年である中学3年生や高等学校3年生などに対して社会科（高等学校では公民科）や家庭科、保健体育科などの教科教育に含めることができるのではないだろうか。

そして、大人が子どもと関わる機会を増やすために、ハードとしては家庭内の育児に専念できる時間の創設と企業などに対して育児時間確保を義務付けることや社会の一員として大人が地域に参加することを促進する制度の整備が求められるのではないだろうか。また、ソフト面では子どもに対する認識を深めることのできるような早期の段階（例えば学齢期）からの働きかけが必要であると考え。このハード、ソフト両面を整えていくことが中長期的に地道ではあるが、虐待の防止につながるものと考え。

おわりに

児童虐待防止には、早期の発見と適切な介入、さらに子どもと親を支えていく仕組みが重要である。そのためにも、学校や地域、行政の連携が求められる。

2012年1月9日の中日新聞朝刊に、「児童虐待どう防ぐ」という記事が掲載された。2011年に起きた名古屋市男子中学生暴行事件においても、児童相談所は虐待を把握しながら、適切な対応ができず、ついに子どもの死亡という最悪の結果を招いてしまった。この事件でも、「早期に親子を分離すべき」や「家庭への積極的な支援が重要」という考え方が事件後に繰り返し指摘された。一方で「児童相談所がすべてを抱えきることはできなくなっている」という指摘もある。

先の記事では、刑事法学者の三枝有は「児童虐待防止法は福祉法」であり、「刑事法的要素が薄く、虐待行為の刑罰を定めていない。子どもがけがをするか、死亡して初めて、刑法で加害者を処罰できる」と指摘し、アメリカを例に挙げ、「虐待専門担当員を増員して権限を充実させるなど、積極的に警察を家庭に介入させ、十年で、身体的虐待や殺人は五割近く減った」とし、警察の介入強化が必要であると述べている。一方、弁護士の多田元は、児童相談所が「子どもの視点に立っていない。子どもとの信頼関係がないまま、通報があった時だけ家庭訪問したとしても、かえって加害者を刺激するだけ」であり、「子どもが本当はどう感じているのかを、見なければならぬ。継続的に子どもに寄り添う「キーパーソン」必要だ」と指摘し、「警察が家庭に介入することは一時的には効果はあるかもしれないが、それでは社会に虐待を防止する力が育たない。加害者を社会から排除して罰するだけでは、根本的な問題の解決にはならない」とし、「児相が中心となって、被害を受けている子どもの周囲の人たちでネットワークを作ることが大切」であり、「周囲が連携することで孤立を防ぐべき」としている。

一方、子どもたちは「虐待」をどのように受け止めているのか。これについて、筆者はアンケート調査を行った<sup>118</sup>。この調査において全回答中（162人）、4名（2.5%）の子どもが親から虐待を受けており、その内訳としては身体的虐待2、心理的虐待1、不明1であった<sup>119</sup>。また、「虐待の認知」については、20名（12.3%）が虐待を受けている子どもを知っており、この内容については、身体的虐待11、心理的虐待3、ネグレクト2<sup>120</sup>、不明4となっている<sup>121</sup>。さらに、「虐待を受けていた子どもの家庭において、DV

<sup>118</sup> 2011年1月に高校3年生を対象として調査した。調査対象とした高校生は名古屋市のベッドタウンに位置する平均的な所得階層の家庭の子どもたちが通う高校であり、入学試験の成績・進路実績など様々な面で平均的な位置にある学校である。

<sup>119</sup> 前出調査の「あなた自身が虐待を受けたことはありますか」の設題に対する回答とその回答について「虐待はどのような内容のものであったか」を自由記述欄に回答してもらった内容を虐待の四類型にあてはめた。

<sup>120</sup> 授業料が無償の公立高校（2011年12月現在）と違い、授業料が有償である私立高校であり、極端なネグレクトは多くないためと思われる。しかし、この学校においては授業料助成（愛知県独自のものも含め）を受けている家庭は半数以上である。

(ドメスティック・バイオレンス)が存在していたか」については6名(3.7%)があったと回答している<sup>122</sup>。この回答中、2名は自身が虐待を受けていた子どもである。この自由記述によれば、「自宅の中が荒れ、近所からの通報で警察が自宅に来て収拾がついた」、「夫婦ゲンカのとぼっちりの形で殴られる」などが見受けられた。

「虐待を受けた子どもがさらに自身の子どもに虐待をする」とされる考え方についての設題においては、虐待を受けた子ども全員が「そうは思わない」と回答したが、全体においては「そう思う」と35名(21.6%)が回答し、「そう思わない」「どちらともいえない」をあわせて127名(78.4%)が答えている。不思議なことにこの結果について「そう思う」と回答した者のうち「虐待を認知」していた者はおらず、「子ども虐待」が報道のうえでの出来事であって、自身の身の回りのこととは受け止めきれていない可能性もある。そして、このステレオタイプ概念によって、虐待を受けた子どもが将来、「特別視」されることが少なからず起こり得り、癒えないところの傷になる不安が大きい。しかし、2章に記したB子のように「子どもを虐待から守る」大人になる可能性も同時にある。いずれにせよ、虐待に対する誤解を解く教育の必要性を痛感する。

さて、「子どもは大人を映す鏡」とか「学校は社会の縮図」と言われることがある。いつ頃からだったか、「長期欠席の生徒のことを全く話題にしない生徒が増えたのは…」と思いつ返すことがある。かつては、クラスに1人、2人は必ず、「気にかけてくれる生徒」がいたものであるというのは、今や休憩室で語る回想になっている。つまり、他人に対して全くの無関心なのである。「当たり障りなく、あまり目立たず、無難に」という姿が目映る。そして、表面的な付き合いが「友達付き合い」を異質化させたのか、「友達付き合い」に悩む生徒は多くなっている。

地域の住民同士の「付き合い」も同様である。とすれば、かつて指摘された「関係の断絶」が長い月日をかけて、このような新たな問題つまり、「子どもは社会で育てる」という風土をなくし、「学校では生徒同士が助け合う」という空気を消し去ったのか。

先の記事の2人の識者に共通することは「連携」である。「連携」とは、社会が共同体として機能するうえでは重要なものであり、人類の歴史上、様々な形で連帯し、連携してきたはずである。それがいつしか、互いに大きな壁をめぐらせて、行政の割拠主義(セクショナリズム)のような様相を呈するようになった。だからこそ、この壁をぶち壊し、地域が社会的共同体として様々な形で連携していかななくてはならない。もちろん、大人たちも他人と手を取り合い、格好つけた無関心は捨て去るべきである。そうしてこそ、子どもを取り巻く多くの問題に対して、光明が射してくるのではないだろうか。

---

121 前出調査の「あなたのまわりで虐待を受けている又は受けていた人はいますか」の設題に対する回答と自由記述欄から算出した。

122 前出調査の「虐待を受けていた又は受けていることを知っていた人に質問します。この家庭では、DV(ドメスティック・バイオレンス)は存在しましたか」の設題に対する回答と自由記述欄から算出した。なお、デートDVについての記述も散見されたが家庭内に限ったもののみ算出した。

つまり、社会全体がいずれ大人となる子どもを支え、子どもの健やかな育成に取り組んでゆくとき、虐待の世代間連鎖を断ち切ることができると思う。